

くらしのとびら



◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

宅配業者を装った「不在通知」のSMS(ショートメッセージ)に注意!

宅配業者を装った「不在通知」のSMSに関する相談が寄せられており、その手口は細かい部分で変化を続けています。フィッシングサイトにIDやパスワードを入力してアカウントを乗っ取られてしまったり、記載されたURLにアクセスして不正なアプリをインストールしてしまった結果、身に覚えのない請求が発生してしまうケースがあります。

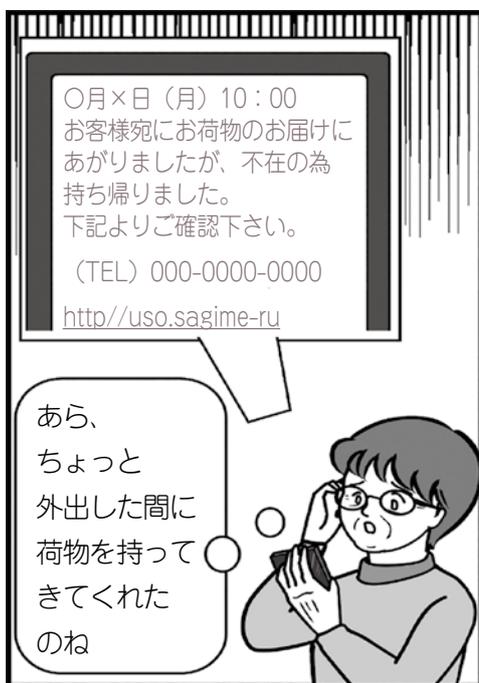


イラスト:鈴木 薫

URLにアクセスすると

iPhoneの場合

フィッシングサイトで「AppleIDとパスワード」や「電話番号と認証コード」を入力させられる。



アカウントを乗っ取られ、クレジットカードやキャリア決済で身に覚えのない請求が発生!

スマホの場合

提供元が公式ではないアプリを許可して不正アプリをインストールさせられる。



不正利用され、クレジットカードやキャリア決済で身に覚えのない請求が発生!



消費者のスマートフォンから同じ内容の偽SMSが多数送信されて身に覚えのない通信料が発生!

【もしアクセスしてしまったら...?】

iPhoneの場合

- ・キャリア決済・クレジットカードの請求を確認する。
- ・キャリア決済の限度額を下げる。
- ・アカウントのパスワードを変更する。

スマホの場合

- ・スマホを「機内モード」に設定する(Wi-Fi接続はオフとなる)。
- ・不正アプリをアンインストールする。
- ・スマホを初期化する。
- ・アカウントのパスワードを変更する。
- ・キャリア決済・クレジットカードの請求を確認する。
- ・キャリア決済の限度額を下げる。

※参考:IPA情報処理推進機構

情報セキュリティ安心相談窓口

【トラブルに遭わないために】

- ・フィッシング詐欺の手口を知りましょう。
- ・SMSのURLはむやみにタップしないようにしましょう。
- ・アプリをインストールする時は**公式アプリストア**を利用しましょう。
- ・パスワードや認証コード等を安易に**入力しない**ようにしましょう。

訪問購入のトラブルに注意しましょう

「不用品を買い取ります」という電話。実は貴金属の買い取りが目的だった？

「古い洋服を買い取ります」と電話があり、担当者に家に来てもらうと、「貴金属はありませんか」と言われた。これは訪問購入のトラブルの典型例です。

訪問購入とは自宅に業者が来て品物を買取ってもらう取引形態のことで、以前は店舗での買い取りに限らず、訪問での買い取りであっても、消費者側が商品を守る立場のため、特定商取引法の規制はありませんでした。しかし平成20年頃から、電話口では「古い洋服や着物を買取る」と言いながら、実際は貴金属が目的で、来訪した担当者から半ば脅すように宝石やアクセサリーを出すよう迫られたという相談が、全国の消費生活センターへ多数寄せられるようになりました。そこで平成25年に法律が改正され、契約時には契約書を出さなければいけなくなるなど、特定商取引法での規制対象になりました。また、訪問購入でもクーリング・オフができるようになりました。



イラスト：鈴木 薫



いきなりの訪問は×

訪問購入では飛び込み営業が禁止

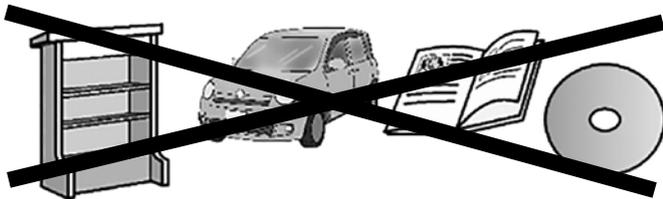
訪問購入は、飛び込みでの営業が禁止されています。

業者は消費者に対し、訪問の前に電話で買い取りたい品物の種類を伝え、買取りのために訪問してよいか確認しなければなりません。

訪問購入のクーリング・オフ ～クーリング・オフ期間中は品物を渡さなくていい?!

クーリング・オフの期間は契約書を受け取った日を含め8日間で、その期間内に申し出れば、受け取っていた品物の代金を返還し、渡していた品物は返してもらえます。またクーリング・オフの期間中、消費者は買い取ってもらった商品を引き渡さなくてもよく、この点について業者は契約書に記載するとともに、口頭でも説明しなければいけないことになっています。

ただ、どんな場合でもクーリング・オフできる訳ではなく、例えば消費者が店舗に出向いて買い取ってもらった場合はクーリング・オフはできません。また「●●を何円でもいいから買い取って」と消費者側から業者を家に招いた場合は、クーリング・オフできないとされています。



その他に二輪車を除く自動車(新車や中古車)、書籍やCD、ビデオ、DVD、ゲームソフト、大型の家具などはクーリング・オフの対象外なので、注意が必要です。

詳しく知りたい場合や不安な場合は消費生活センターにご相談下さい。

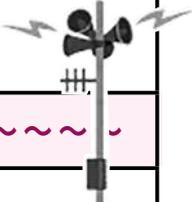
品物を買取ってもらいたいときは

品物の買取額が妥当かどうか判断するのは難しく、思ったより金額が低かった、ということもあります。買取業者を利用する場合は、複数の業者で査定してもらったり、業者の評判を調べたりして、納得のいく形で売るようにしましょう。また業者が家に来る時は一人では対応せず、だれかと一緒に対応するようにしましょう。

避難指示で必ず避難を!!

避難勧告は、令和3年5月に廃止されました

災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和3年5月に施行され、新たな避難情報が導入されました。その内容を紹介します。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生 又は切迫	<p>命の危険 直ちに安全確保!</p> <p>すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。直ちに身の安全を確保しましょう。「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令を待ってはいけません!</p>	<p>緊急安全確保※1 (市町村が発令)</p> 
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <p>「避難勧告」は廃止されました。速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。</p>	<p><b>避難指示※2</b> (市町村が発令)</p> 
3	災害の おそれあり	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <p>避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難しましょう。</p>	<p><b>高齢者等避難※3</b> (市町村が発令)</p>
2	気象状況悪化	<p><b>自らの避難行動を確認</b></p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認しましょう。</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</p>
1	今後気象状況 悪化のおそれ	<p><b>災害への心構えを高める</b></p>	<p>早期注意情報 (気象庁が発表)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

市町村から避難情報が発令された場合には、テレビやラジオ、インターネットなどのほか、防災行政無線や広報車などで伝達されます。警戒レベル3、4が発令された場合、周囲に声を掛け合って、安全・確実に危険な場所から避難しましょう。また、いざという時、安全に避難行動をとることができるよう、普段から自分が住む地域の避難場所や安全な避難経路をハザードマップ等で確認しておきましょう。

# 和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

## “暮らしの達人！知るぽると講座”の御案内



ライフプラン、家計や節約、消費生活のことなど、暮らしに役立つ情報をわかりやすくお話しします。関心のあるひとつの講座だけのお申込みも可能です。子供の一時保育も利用できます。

**参加費  
無料**

※新型コロナウイルス感染症の状況により、開催を中止する場合がございます。予め御了承ください。

※御参加の皆様は、マスク着用、手指消毒、検温の御協力をお願いいたします。

	開催日	テーマ	講師
第1回	11月2日(火) 10:00~11:30	教育資金の貯め方 ~計画的に準備するポイント~	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第2回	11月9日(火) 10:00~11:30	我が家の強い家計づくり ~コロナ禍でも負けない家計運営術~	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第3回	11月16日(火) 10:00~11:30	イラッ、ムカッ、カチンの対処術 ~感情をコントロールしてお金と上手につき合おう~	アンガーマネジメントコンサルタント 福成 三三代 氏

【場 所】 和歌山県消費生活センター研修室 (和歌山ビッグ愛8階)

【定 員】 各回とも、先着20人

【一時保育】 各回とも、先着5人(1歳から小学2年生まで)

一時保育は無料ですが、事前申込が必要です。10月22日(金)締切

【申込方法】 ①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無 を  
電話・FAX・郵送で、下記にお申込みください。

【お申込み・問合せ先】 和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904

<https://www.wakayama-kinkoui.jp/> (案内チラシをホームページに掲載しています。)

## 一人で悩まず相談しましょう

消費者  
ホット  
ライン



和歌山県PRキャラクター  
きいちちゃん

### 和歌山県消費生活センター

【相談ダイヤル】 073-433-1551

平 日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)

(祝日、年末年始は休み)

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

【相談ダイヤル】 0739-24-0999

平 日 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始は休み)

県やお住いの市町村の消費生活相談窓口  
などをご案内します。

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
FAX(073)433-3904



※有料駐車場あり

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
FAX(0739)26-7943

